

もしもの時に備えて要援護者の登録を！！

災害時要援護者登録制度を創設

現在、市では過去の台風災害等に学び、防災・減災対策の推進と災害に強いまちづくりを市民の皆さんとともに考え、進めようとしています。

その一つとして、一人暮らしの高齢者や重度の障害がある人など、日常生活で支援を必要とする人（要援護者）に対し、災害時に、迅速な避難情報の提供や避難支援が受けられるようにするため、災害時要援護者登録制度を始めます。

目的 この制度は、在宅の災害時要援護者※1)の情報を本人の登録により取りまとめ、その情報を地域支援者※2)に連絡することで、災害時における情報伝達や避難支援等に役立て、要援護者に安全と安心を提供しようとするものです。

内容 市は、本人申請（個人情報の開示に同意した人）に基づいて、災害時要援護者登録台帳を整備し、その副本を地域支援者に提供して情報を共有することで、災害時に地域の実情にあった避難支援等を行います。

※1 災害時要援護者：災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難であり、災害から自らを守るための避難行動等に支援を必要とする次の①から⑦に該当する人（施設に入所している人は除きます。）

- ①身体障害者手帳1・2級の人
- ②療育手帳A・B1判定の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
- ④介護保険による要介護度が3以上の人
- ⑤一人暮らし高齢者の人
- ⑥高齢夫婦世帯の人
- ⑦上記①から⑥に準ずる状態にある難病患者やその他の人

※2 地域支援者：区長（自主防災組織含む）、民生委員、福祉委員

・登録申請書は、7月から8月の間に、①～③及び⑦の人には郵送で、④の人には担当ケアマネージャーが、⑤⑥の人には民生委員がご自宅を訪問した時にお渡しします。

・登録を希望する人は「朝来市災害時要援護者登録申請書兼台帳」（黄色の用紙）に記入の上、下記まで提出してください。

提出・問い合わせ 市役所社会福祉課 ☎672-6123
 生野支所市民課 ☎679-5801
 山東支所市民課 ☎676-2080
 朝来支所市民課 ☎677-2110

（民生委員又は担当ケアマネージャーへ提出していただいても結構です。）

母子家庭・父子家庭親と子のつどい
 夏休みの一日を親子で楽しい時間を過ごしませんか。

（材料費・傷害保険料）
 ▼締め切り 9月5日（水）
 ▼申し込み・問い合わせ先 市役所芸術文化課
 ☎672-6114
 ヒメハナ公園
 ☎676-4587
 県立淡路景観園芸学校
 ☎(0799)82-3131

放送大学受講生
 テレビ・ラジオで授業を行う放送大学は、現在、平成18年度第2学期の学生を募集しています。
 ▼募集期間 8月15日（水）まで

▼開催日 7月29日（日）
 ▼場所 山城の郷
 ▼内容 親子でそば打ちやパン作りなどを体験
 ▼問い合わせ先 市婦人共励会事務局（社会福祉協議会）
 ☎676-5215

▼資料請求・問い合わせ先 放送大学兵庫学習センター
 ☎078-805-0052

『おやつ?』と思ったら
食品表示110番
 食品を購入するときを目にする食品表示。この表示に間違いがあれば問題です。そのため、兵庫農政事務所では、皆さんからの情報を受け付け、適正な食品表示に向けた取り組みを行っています。

日頃のお買い物で不審な表示がある場合は、『食品表示110番』にお電話ください。
 ▼講師派遣 食品表示について広く知っていた、ため、皆さんが開催される各種会合、勉強会等に担当職員を派遣しています。
 ▼問い合わせ先 農林水産省近畿農政局兵庫農政事務所地域第二課
 ☎(0796)22-2171

8月人権文化をすすめる 市民運動強調月間

人権学習ビデオ「私の好きなまち」
A ネットで放映

期間	8月3日（金）～9日（木）
時間	30分程度（1日4回放映予定）
チャンネル	5 CH（和田山地区） 2 CH（生野地区・山東地区・朝来地区）

※人権について考える機会として、ぜひご覧ください。